

# 小児慢性特定疾病医療費助成制度における指定医療機関の申請手続について

## 指定医療機関について

- 小児慢性特定疾病医療費助成制度では、知事の指定を受けた医療機関等（指定医療機関）が行う医療に限り、助成を受けることができます。
- 指定医療機関の指定を受けるためには、申請の手続が必要になります。
- 指定医療機関にかかる、要件・責務、留意事項等をご確認いただき、所定の手続きを行ってくださいますようお願いいたします。

医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所等）

①申請

③指定

②審査（確認）

滋賀県

## 指定医療機関の申請手続等

### 【申請方法】

「小児慢性特手疾病医療費助成指定医療機関指定申請書」を滋賀県あてご提出ください。

### 【提出先】

〒520-8577

滋賀県大津市京町4丁目1-1

滋賀県庁健康医療福祉部健康寿命推進課 難病・小児疾病係

【問い合わせ】 電話：077-528-3547 FAX：077-528-4857

## 指定医療機関の要件・責務について

### 【要件】（法第19条の9第1項）

- 以下の医療機関等であること。
  - 保健医療機関
  - 保険薬局
  - 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
- 第19条の9第2項で定める欠格事項に該当していないこと。

### 【責務】（法第19条の11から13）

- 指定医療機関の診療方針は健康保険の診療方針の例による他、指定医療機関は、小児慢性特定疾病医療助成に関し、良質かつ適切な医療を行わなければならない。
- 指定医療機関は、小児慢性特定疾病医療費助成にかかる医療の実施に関し、知事の指導を受けなければならない。

## 留意事項および有効期間

### 【留意事項】

- 滋賀県または大津市から指定医療機関の指定を受けられている医療機関であれば、滋賀県以外にお住まいの受診者の診療・利用も可能です。
- 指定年月日は、指定の決定した日の属する月の翌月初日となります。
- 指定後に、滋賀県から申請者あてに指定通知を送付します。
- 指定を行った医療機関等の名称、所在地等をホームページ等で公表します。
- 申請事項に変更（名称及び所在地等）が生じた場合や指定医療機関を辞退される場合は、届出が必要になります。

### 【有効期間】

- 指定医療機関の有効期間は、6年間です。
- 有効期間満了後も引き続き指定医療機関の指定を受けるためには、更新申請が必要となります。その時期になれば、更新のご案内をいたします。